〇〇会規約（会則）　＜案＞

（名称）

第1条　この会は、「〇〇」と称する。

（事務所）

第2条　この会の事務所は、〇〇におく。（例：代表宅、事務所の住所など記載）

（目的）

第3条　この会の目的は、〇〇地域の住民がコミュニケーション、交流を深め、福祉、防災など地域情報の提供、

交換の場とすることを目的とする。

（活動内容）

第4条　この会は、前条の目的を達成するために、月1回以上開催し、次のような活動を行う。

（1） 〇〇〇〇〇

（2） 〇〇〇〇〇　　　（具体的な活動を明記してください）

（3） 〇〇〇〇〇　　　（開催日時が決まっている場合は、それを明記することも可）

（会員）

第5条　この会の会員は、会の趣旨に賛同し活動に参加できる人とする。

2　この会に入会又は退会を希望する者は、書面をもって会長に届け出て、受理された日から会員となり、

又は会員でなくなる。

3 入会及び退会は自由にできる。

（役員）

第6条　この会に次の役員をおく。

　　　　（1）会長　　　1 名

　　　　（2）副会長　　〇名

　　　　（3）会計　　　〇名

　　　　（4）会計監査　〇名

　2　会長は、この会を代表し、会務を統括する。

　3　副会長は、会長を補佐し、会長不在時に職務を代行する。

　4　会計は、会の経理を処理する。

　5　会計監査は、会計を監査する。

　6　役員の任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

（総会）

第7条　この会は、年に一回総会を開き、その年度の予算と活動計画を決め、前年度の決算を承認する。

また、必要に応じて、臨時総会を開催する。

（会計）

第８条　この会の経費は、会費、寄附金その他の収入をもって充てる。

　2　会費は、会員1名につき月額（年額）〇〇円とする。

　3　会計年度は、毎年〇月〇日～翌年〇月〇日までとする。

（補足）

第9条　この規約（会則）に定めがない事項については、会長が役員会に諮って決める。

第10条　この規約（会則）は、〇年〇月〇日から施行する。